

印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
天王寺高等学校	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書及び卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒証明書 1,200枚</li> <li>・ 卒業証書 400枚</li> </ul> <p>※枚数は令和3年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府教育委員会公印規程】</b>            (公印の印影の印刷)  <b>第12条</b> 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。            2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書及び卒業証書について、受払簿を作成した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月24日）